

## 置賜地域福祉有償運送運営協議会設置要綱

### (名 称)

第1条 この会の名称は、置賜地域福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (協議会の目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町及び飯豊町の地域（以下「置賜地域」という。）における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、置賜地域の住民の福祉の向上を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため設置する。

### (協議会の主宰及び設置)

第3条 協議会は、置賜地域内の市町が共同で設置し主宰する。

### (協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項

### (構成員)

第5条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (役員等)

第6条 協議会に会長1人を置き、協議会の事務局を置く市町の所管部署の長が務める。

- 2 協議会に副会長1人を置き、会長が協議会に諮って定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、構成員の半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席構成員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、会長が決定する。
- 4 協議会の議事は、原則として公開とする。

5 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、次に掲げる者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(1) 福祉有償運送を実施している特定非営利活動法人等

(2) その他必要と認められる者

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、当該区域内に福祉有償運送の事業を営む法人等が存する各市町の福祉有償運送所管課が1年ごとに輪番で担当し、庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年 1月24日から施行する。

(協議会の招集)

2 最初の協議会の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、米沢市長が行う。

(事務局の任期)

3 最初に担当する事務局は、第9条の規定にかかわらず、当分の間、置賜総合支庁で行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 2月 7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年 6月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年 5月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

別表

構成員（22名）
国土交通省東北運輸局山形運輸支局首席運輸企画専門官
南陽市社会福祉協議会会長
長井・西置賜地方民児協連絡会会長
米沢市老人クラブ連合会副会長
高畠町身体障害者福祉協会会長
特定非営利活動法人 山形県腎友会米沢地区代表
県立総合コロニー「希望ヶ丘」地域福祉支援センター所長
山形県ハイヤー協会会長
米沢地区ハイヤー協議会会長
山形県ハイヤー協会置賜支部支部長
全国自動車交通労働組合連合会山形地方本部執行委員長
全国交通運輸労働組合総連合山形県支部事務局長
おきたま福祉有償運送ネットワーク会長
置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課長
米沢市健康福祉部長
長井市福祉事務所長
南陽市福祉事務所長
高畠町福祉課長
川西町健康福祉課長
小国町健康福祉課長
白鷹町健康福祉課長
飯豊町健康福祉課長